

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 4 日

上越市長      中   川   幹   太

記

1   委託事務の内容（委託をした歳入等）

上越市特定計量器定期検査手数料の徴収事務

2   委   託   先

名                                      称：一般社団法人   新潟県計量協会

住所又は事務所の所在地：三条市興野 1 丁目 13 番 45 号

3   法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 5 月 26 日

4   委   託   期   間

令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 12 月 26 日まで